

## 令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化がスタート

保育所・地域型保育事業(小規模・事業所内保育所等)を利用される方 はご確認ください。

### 1 保育所を利用する子どもたち

#### 【対象者・保育料】

- 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもの保育料が無償化されます。  
※3歳児クラス・・・4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少クラス)
- 通園送迎費、給食費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。  
ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、給食費分が免除されます。 ※別紙「No.8」参照
- 給食費の免除について、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。 ※別紙「No.8」参照
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、住民税非課税世帯のみ保育料が無償化されます。
- 子どもが2人以上の世帯の2歳児クラスまでの子どもの保育料については、現行制度を継続し、小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子以降は無償となります。  
※年収360万円未満相当世帯については、第1子以降の年齢は問いません。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に給食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。

既に保育所等に入園し、2号認定や3号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

### 2 地域型保育(小規模・事業所内保育所等)を利用する子どもたち

#### 【対象者・保育料】

- 保育料の無償化については、上記 1 と同じです。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもについては、これまでどおり保育料の中に給食費分が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。

〈問い合わせ先〉

志木市役所 健康福祉部 子ども家庭課 (電話：048-473-1111 内線2449,2450)